

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20605011

研究課題名(和文) 博物館・美術館における映画マネジメントの研究

研究課題名(英文) Research on Film Management at Museums

研究代表者

川村 健一郎 (KAWAMURA KENICHIRO)

立命館大学・映像学部・准教授

研究者番号：70454501

研究成果の概要(和文): ミュージアムマネジメントの視点から、巡回展との類似性と相違性に着目しつつ、ミュージアム(美術館)における巡回上映を論じた。2008年から継続的に展開されている「シネマテーク・プロジェクト」を取り上げ、先行事例との比較を通じて、その巡回上映のシステムを明らかにするとともに、このプロジェクトを運営するコミュニティシネマセンターの諸機能を、配給支援の側面から強化することが必要であると結論づけた。

研究成果の概要(英文): From the viewpoint of museum management, I discussed circulating film screenings at art museums, with a focus on its similarities and differences to circulating exhibitions. Through comparisons with precedence examples, I demonstrated and clarified the system of circulation within the "Cinematheque Project" that was carried out every year since 2008. As a result, I concluded that it was required to strengthen the functions of Japan Community Cinema Center, which managed this project, especially through supporting distribution.

交付決定額

(金額単位: 円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：映画史、アートマネジメント、博物館学

科研費の分科・細目：博物館学

キーワード：ミュージアムマネジメント 映画 美術館 巡回上映 コミュニティシネマセンター

1. 研究開始当初の背景

ミュージアム(美術館・博物館)を取り巻く環境は、近年、大きな変容を遂げた。バブル期の建設ラッシュを経て、利用者が総じて減少していく中で、市民とミュージアムとの遊離が文化行政の領域で厳しく問われるようになった。この間、2001年に施行された文化芸術振興基本法では、映画、マンガ、アニメーションなどが国民文化の一翼を担う「メディア芸術」として規定された。「メディア芸術」を扱う展覧会は全国的に増加しており、

これも市民とミュージアムの遊離という深刻な問題に対して、市民に身近な芸術ジャンルを取り上げることによって、ミュージアムが経営的対処を図る、一つの現れと考えられる。また、基本法施行を受けて、文化政策における「映画」の位置が拡大されていく中で、ミュージアムや公共ホールを含めた「非映画館」の活用が映画振興に資するという議論も積み重ねられてきている。

ミュージアムにおいては、古くから併設のホールを活用して映画上映会が盛んに行われ

てきた。しかし、その位置づけは講演会と同様、展覧会の関連イベントにとどまるか、散発的な集客装置としての機能しか果たしてこなかった。1990年代初頭からそうした流れに変化が見られ、一般の商業ルートでは配給されにくい海外の作品をパッケージ化して、全国のミュージアムのホールで巡回上映するシステムが試みられ、一定の成功を収めた。しかし、90年代後半からシネマコンプレックスの設立が急速に進む中で、現在では大都市を除いてメジャー作品のロードショーによる画一的なプログラムが一般化しつつあり、上映作品の多様性に関して、深刻な地域格差が生じる事態に立ち至っている。ミュージアムにおける公共的な映画上映は、そのような状況に対して、地域に多様な作品鑑賞の機会を提供する役割を担っていると考えられる。

全国封切作品数	322	-	375	-	697	-
都市名	邦画作品数	邦画公開率	洋画作品数	洋画公開率	合計作品数	合計公開率
東京都 東京都区部	287	89%	369	98%	656	94%
富山県 富山市	20	6%	39	10%	59	8%
三重県 四日市市	23	7%	25	7%	48	7%
京都府 京都市	112	35%	191	51%	303	43%
大阪府 大阪市	180	56%	298	79%	478	69%
鳥取県 鳥取市	38	12%	29	8%	67	10%
山口県 下関市	23	7%	15	4%	38	5%
佐賀県 佐賀市	26	8%	57	15%	83	12%
全国平均	69	21%	117	31%	186	27%

全国映画作品公開率（2003年）

「映画」は博物館法第3条で規定されている博物館資料であるが、これまで博物館学の中で明確に対象化されてきたとは言い難く、

国内には、映画担当の学芸員・研究員が配置されているミュージアムは数か所しか存在しない。『映画上映活動年鑑 2004 [非映画館編]』（国際文化交流推進協会編、2005年）によれば、全国の美術館・博物館 586館のうち、上映専門ホール、多目的ホール、講義室、ロビーなど、上映会が開催できる空間を持っていない施設はないにもかかわらず、映像の専門担当者を置いている施設は28館、全体の4.8%にすぎなかった。専門担当者不在の地域は上映会を開催していないことも多く、担当者のいる地域との格差は大きい。ミュージアムが、地域に多様な映画作品を提供できる余地は十分にあり、専門担当者の配置が必要とされている。

2. 研究の目的

上記のような社会的文脈において展開されてきたミュージアムの映画上映活動は、これまでミュージアムマネジメントの枠組みにおいて論じられることがなかった。そのため、この研究では、ミュージアムにおける「巡回上映」に着目し、「巡回展」との類似性と相違性から、そのマネジメントのシステムを明らかにするとともに、1990年代以降、この試みが地域における上映作品の多様性の確

保に貢献してきたこと、その意味で「非映画館の活用」としての巡回上映が文化政策上の意義を有していることを論じる。さらに、こうした活動を推進し、地域のミュージアムをつなぐ役割を果たしてきたコミュニティシネマセンターの機能を分析した上で、その機能を向上させる施策について考察し、長期的視野に立って、こうした施策を地域のミュージアムの専門担当者育成とともに展開させていく必要があることを提起する。

3. 研究の方法

コミュニティシネマセンターが推進・支援する「シネマテーク・プロジェクト」は、金沢21世紀美術館、高知県立美術館、せんだいメディアテーク、山口情報芸術センターなど、美術館/アートセンターが参加する巡回上映事業である。このプロジェクトの参与観察を通じて、現在行われている巡回上映のシステムおよびマネジメント上の課題を抽出した。あわせて、博物館学、美術館論、展覧会論、アートマネジメント論、NPO論、文化政策論について、文献を通じて、先行研究を、また1990年代以降に実施された巡回上映のカタログ、チラシ等の資料を通じて、先行事例を、最後にWebを通じて、文化庁の映画振興政策およびその策定過程を調査した。以上に基づいて、先行事例と「シネマテーク・プロジェクト」の比較を行い、このプロジェクトの文化政策的背景と、これを推進・支援する組織であるコミュニティシネマセンターの役割を検証した。

4. 研究成果

ミュージアムマネジメントから見た「巡回上映」の研究を通じて、次の点が明らかになった。

(1)巡回展と巡回上映の比較によって、新聞社が蓄積してきたマネジメント力が大きな機能を発揮していることが明らかになった。新聞社が、本来の持ち場である広報宣伝を含めたマネジメント業務を請け負いつつ、歴史的に巡回展のシステムを構築しえたことが、1990年代以降の巡回上映の展開につながっている。ミュージアムの側からすれば、単独では開催できない事業が、巡回館と経費を分担し合うことで実現できる上に、マスメディアがミュージアムの貧弱な宣伝力を補ってくれる点に、マスメディアとは離れられない大きなメリットがある。さらなるマネジメント上のメリットとして、地方自治体が設立した公営のミュージアムは自治体と同じく、その収支が年度単位で明確に分けられているため、展覧会単位で収支を管理できる第三者が必要になる。このことは、巡回上映にも当てはまる。また、海外作品を国内で鑑賞する機会を積極的につくってきた功績も、共通

している（巡回上映においては朝日新聞社の存在が大きい）。

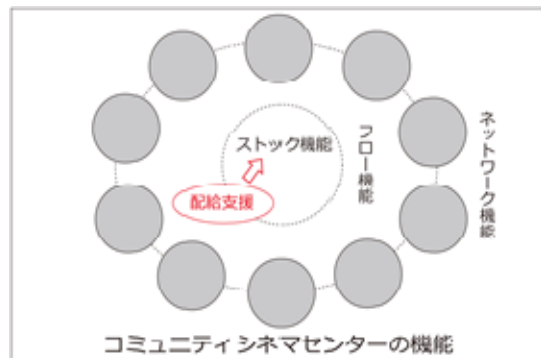
(2)海外作品の巡回上映の先行事例の調査により、国際交流基金の果たした役割が大きいことが明らかになった。国際交流基金はアセアン文化センター（のちに、アジアセンター）を通じて、アジア映画の特集上映を継続的に開催し、また上映を機に購入した非商業上映権を活用して、全国の上映施設にフィルムを貸し出す業務を行った。また、朝日新聞社、国際交流基金に加えて、映画部門を有する美術館として、川崎市市民ミュージアムが主催団体に名を連ねた「レンフィルム祭」は、ホールを中心に、上映のネットワークを構築する目的を持っていた。参加団体の呼びかけは国際交流基金が担った。こうした活動が背景にあって、映画上映に携わるミニシアター経営者、独立系の配給会社、映画祭運営者、美術館関係者などが集い、公共的な映画上映のあり方を検討する「映画上映ネットワーク会議」（現在の全国コミュニティシネマ会議）の設立につながっていった。

(3)「レンフィルム祭」と「シネマテーク・プロジェクト」の比較から、海外作品の巡回上映、経費の分担による運営、公共的な上映機関の参加など、両者に共通点が認められた。同時に、次のような差異が明らかになった。一つは、いわゆる公共ホールとのネットワーク構築が困難であったこと。巡回上映を可能とするネットワークを構築するためには、各公共ホールにも、その受け手となる映画の専門家が必要であったろう。その代わりに、むしろ、近年は、映画ではなく、「映像」の概念を基軸とし、上映に限られない活動を展開しているメディアセンター/アートセンターの存在が大きく浮上してきている。もう一つは、特定のミュージアムを巡回上映の「核」にすることも困難であったこと。「レンフィルム祭」でそれが可能であったのは、川崎市市民ミュージアムがフィルムの収集を行っている美術館であったからである。そのため、シネマテーク・プロジェクトにおいては、巡回上映に参加する団体ではなく、これを推進・支援するコミュニティシネマセンターが、各地域を超えたところで、「核」になるような形態をとって、巡回上映のシステムが形成されている。その活動は、商業ルートでは採算のとれにくい、文化的価値の高い映画を「配給」する業務に近い。

(4)文化庁の映画に関する文化政策の策定過程の調査から、「非映画館の活用」をめぐる政策的課題が明らかになった。文化庁が設置した「映画振興に関する懇談会」では、特にこのテーマについて、映画セクター間の対立が露わになっている。配給・興行支援施策の検討の中で、非映画館の活用とともに、映画上映ネットワーク活動への支援、映画フィル

ムの複製費の助成などが施策項目として掲げられていたが、最終的な提言では、「非映画館」の位置づけが縮小され、あわせて配給に関わる施策が削除された。文化庁に関連する映画振興施策（「懇談会」提言に基づく）のうち、映画上映に限定すると、芸術文化振興基金による国内映画祭・日本映画上映活動支援しか見当たらない。いずれも、支援条件により、これまで展開されてきた海外作品の巡回上映を対象にしていない。つまり、海外作品の巡回上映システムを継続的に運営していくための上映支援施策が欠けているのが現状である。

(5)「シネマテーク・プロジェクト」を推進・支援しているコミュニティシネマセンターの活動を考察することで、巡回上映のマネジメントにおいて、NPO 論における「中間支援組織」としての機能を果たしていることが認められた。張智恩（「NPO の専門性強化と学習交流の中間支援組織 - 公共上映の発展とコミュニティシネマ支援センター - 」、『日本の社会教育』第 51 号、東洋館出版社、2007 年、pp. 140-152）による中間支援組織の機能の定式化に依拠しつつ、巡回上映におけるコミュニティシネマセンターの機能を、「ストック機能：フィルムコレクション、スチールなどの関連資料や作品情報の蓄積」、「フロー機能：作品情報の発信、フィルムや関連資料の提供」、「ネットワーク機能：企画立案、ゲスト招聘、カタログ制作などに関わる調査研究の協働性の構築、分担金支出を軽減するための巡回先の拡大」として整理した。その上で、巡回上映のシステムにおいては、分担金の額と参加団体数が相関的にならざるをえないことをふまえ、分担金の額を設定するフロー機能、参加団体の数を決定するネットワーク機能の相関を支えるためには、その外側にあるストック機能を充実させることが最も望ましいと結論づけた。これには、現在の映画振興政策に欠けている「配給」に関わる支援施策を講じることが有効であろう。中間支援組織は地域間格差の解消と資源の再分配に関わっているため、活動範囲が広域的にならざるをえない。その意味でも、国が支援するフレームを構築することが望ましい。



(6)巡回上映のシステムにおいては、マネジメント力が中間支援組織に蓄積することになり、このことが円滑な運営を可能にする一方で、ミュージアム側の中間支援組織に対する依存が高まるおそれがある。これは新聞社に、マネジメント機能が集中してきた、日本の美術展のあり方と同様である。こうした課題に対処するには、長期的な人材育成も視野に含めつつ、各上映施設の企画立案、作品選定、カタログ制作への参加の比重を高め、各上映施設がマネジメントの機能をできる限り分散して引き受ける環境づくりが必要になる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

川村健一郎、ミュージアムマネジメントから見た「巡回上映」：シネマテーク・プロジェクトの試み、立命館映像学、査読有、vol.5、2012年6月発刊予定

[その他]

小川直人、とちぎあきら、西嶋憲生、松本正道、川村健一郎「映像学芸員/映像アート・マネージャーの育成」、『全国コミュニティシネマ会議 2009 in 川崎政策の中の映画』一般社団法人コミュニティシネマセンター、2010、pp.56~63
「全国コミュニティシネマ会議 2009 in 川崎」分科会討議の採録
岡島尚志、加藤到、常世田良、西嶋憲生、堀越謙三、川村健一郎「4：映像学芸員資格の新設とその目的」、『全国コミュニティシネマ会議 2008 in 仙台』コミュニティシネマ支援センター、2009、pp.61~71
「全国コミュニティシネマ会議 2008 in 仙台」分科会討議の採録
「シネマ・シンジケート/シネマテーク・プロジェクト合同ワークショップ in 京都」の開催(2009年8月5日、6日)

6. 研究組織

(1)研究代表者

川村 健一郎 (KAWAMURA KENICHIRO)
立命館大学・映像学部・准教授
研究者番号：70454501